

渋谷区落書き消去支援事業実施要綱

令和3年3月30日区長決裁

(趣旨)

第1条 この要綱は、区民及び事業者に対して、落書きの消去の支援（以下「本事業」という。）を行うに当たり、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 落書きの消去 落書き消去剤の使用、塗料での上塗り等により目立たなくすることをいう。
- (2) 区民 区内に居住し、在勤し、又は在学する者をいう。
- (3) 事業者 区内で事業活動を行うものをいう。
- (4) 地域団体 町会、自治会、商店会、美化推進委員会その他の生活安全又は環境美化に関する活動を行う団体をいう。

(事業内容)

第3条 本事業は、区民等からの要請を受け、区内の建物等の管理者又は所有者からの承諾を得て、次項に規定する落書きを消去することを支援する。

2 支援の対象となる落書きは、区内の建物その他工作物、土地、立木及び看板等の公衆の目に触れる部分に、その管理者又は所有者の承諾なく書かれたもの（文字、図柄等）等をいう。ただし、次に掲げる要件を備えるものを除く。

- (1) 消去が困難な場所であると区長が認めるもの
- (2) 街の美観を維持する見地から消す重要性が低いと区長が認めるもの
- (3) 前2号に掲げるもののほか、区長が支援に相応しくないと認めるもの

(支援の要請)

第4条 本事業による支援を受けようとするものは、落書き消去支援要請書兼承諾書（別記様式）を区長に提出するものとする。

(支援の内容)

第5条 区長は、前条の規定による要請を受けたときは、当該落書きがある現地の調査を行い、当該落書きの消去が適当であると認めた場合は、当該落書き部分を消去するものとする。

(支援の経費の負担)

第6条 本事業で発生する費用は区が負担するものとする。

2 本事業は、毎年度の予算の範囲内で実施するものとする。

(通報)

第7条 区内において、落書きを発見したものは、当該落書きに関する情報を次に掲げる方法により、区長に対し、通報をすることができる。

- (1) 渋谷区LINE公式アカウント運用要綱（平成29年2月8日制定）第4条第6号に規定する通報
- (2) 電子メール
- (3) 電話

2 前項の規定により通報を行う者は、匿名により通報をすることができる。

3 区長は、前項第1号及び第2号による通報に対して、原則として個別の返信を行わないものとする。

(通報後の調査等)

第8条 区長は、前条第1項の規定により通報を受けたときは、現地の調査等を行い、当該落書きの消去が適当であると認めるときは、当該落書きが書かれた場所の管理者及び所有者に対し、本事業に係る広告の配布等により本事業を周知するよう努める。

(協力依頼)

第9条 区長は、区民、事業者及び地域団体並びに行政機関に対し、本事業に係る調査及び周知への協力を求めることができる。

(業務の委託)

第10条 区長は、本事業に係る業務を委託して実施することができる。

(委任)

第11条 この要綱の実施に関し必要な事務手続及び文書の様式は、環境政策部長が定める。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

別記様式（第4条関係）

年 月 日

渋谷区長 殿

要請者

氏 名

（団体の場合は、団体名 ）

住 所

連絡先

承諾者（要請者と同じ場合は、以下「同上」との記入で可）

氏 名

（団体の場合は、団体名 ）

住 所

連絡先

※次のいずれかに○:建物等の管理者・該当建物等の所有者

落書き消去支援要請書兼承諾書

渋谷区落書き消去支援事業実施要綱に基づき、申請者は下記の場所の落書き消去の支援を要請し承諾者は下記の事項について承諾します。

記

1 落書きの場所

- (1) 住所
- (2) 建物名等
- (3) 落書きの位置

2 承諾事項

- (1) 落書き消去は、事前に区と協議して決定した作業方法において、可能な範囲での消去となること。
 - (2) 落書き消去作業中及び消去作業後に発生した管理者及び所有者に生じた損害について、区は責任を負わないこと。
- ※ 落書きの消去とは、落書き消去剤の使用、塗料での上塗り等により目立たなくすることをいいます。